

令和3年第4回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和3年12月14日（火）午前10時開議

日程第1 請願第28号の一部訂正の件

日程第2 議案第56号 取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第58号 取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第61号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第62号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第63号 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第64号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第65号 市道路線の認定について

議案第66号 市道路線の変更について

議案第67号 市道路線の廃止について

日程第5 議案第68号 指定管理者の指定について

議案第69号 指定管理者の指定について

議案第70号 指定管理者の指定について

議案第71号 指定管理者の指定について

議案第72号 指定管理者の指定について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 指定管理者の指定について

議案第75号 指定管理者の指定について

日程第6 議案第76号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）

議案第77号 令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第81号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第14号）

-
- 日程第 8 請願第 26 号 請願不採択の場合、理由を明文化することを求める請願
請願第 27 号 取手市議会だより「ひびき」の議案賛否表記の変更を求め
る請願—会派毎の表記をやめて、個人名表記へ変更する—
-
- 日程第 9 請願第 28 号 「気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを
柱とした脱炭素社会を目指す意見書」を国に提出すること
を求める請願
-
- 日程第 10 意見書案 気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱
第 17 号 とした脱炭素社会を目指す意見書について
-
- 日程第 11 意見書案 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求
第 16 号 める意見書について
-
- 日程第 12 意見書案 文書通信交通滞在費及び政党交付金の廃止並びに立法事務
第 19 号 費の充実を求める意見書について
意見書案 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを
第 18 号 求める意見書について
-
- 日程第 13 総務文教常任委員会の中間報告の件

令和3年12月9日

取手市議会議長
齋藤 久代 殿

住所 取手市ゆめみ野 5-21-1

氏名 河村 敬子

請願書一部訂正願

令和3年11月19日付けをもって提出した「気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す意見書」を国に提出することを求める請願については、下記のとおり一部訂正いたしますから、よろしくお取り計らい願います。

記

請願第28号中「温室効果ガスの約92%はエネルギー起源で、二酸化炭素の排出量はその約85%を占めています。」を「温室効果ガスの約92%は二酸化炭素で、その約85%をエネルギー起源のものが占めています。」に訂正。

令和3年12月7日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第56号	取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第57号	取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第68号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第69号	指定管理者の指定について	原案可決

令和3年12月8日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 石井めぐみ

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第58号	取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第59号	取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第61号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第62号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第70号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第71号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第72号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第73号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第74号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第75号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第77号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第78号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第79号	令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決

令和3年12月9日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第63号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第64号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第65号	市道路線の認定について	原案可決
議案第66号	市道路線の変更について	原案可決
議案第67号	市道路線の廃止について	原案可決

令和3年12月10日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 染谷和博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第76号	令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）	原案可決

令和3年12月13日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

議会運営委員会
委員長 岩澤 信

請願審査報告書

本委員会は、令和3年11月30日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第26号	請願不採択の場合、理由を明文化することを求める請願	不採択	
請願第27号	取手市議会だより「ひびき」の議案賛否表記の変更を求める請願—会派毎の表記をやめて、個人名表記へ変更する—	不採択	

令和3年12月9日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

請願審査報告書

本委員会は、令和3年11月30日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第28号	「気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す意見書」を国に提出することを求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出

意見書案第16号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	落合 信太郎
〃	〃	海東 一弘
〃	〃	赤羽 直一
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	石井 めぐみ
〃	〃	関川 翔
〃	〃	鈴木 三男

〔提案理由〕

令和3年11月2日、滋賀県大津市議会議長 桐田真人氏、同議会局長 清水克士氏が来庁され、地方自治法改正の実現に向けて、同時期に同趣旨の意見書を共に提出することについて依頼があり、本意見書を提出するものです。

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会では、議員や関係者の新型コロナウイルス感染や濃厚接触者等により、議場に参集することができず、議会を開催できないなどの事態が発生し、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

当市議会においては、平成30年6月、「誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書」を。また、令和2年6月には、本意見書と同一件名の「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を内閣総理大臣はじめ関係機関に提出するとともに、「デモテック（デモクラシー×テクノロジー）戦略特別委員会を設置し、官民学連携により、オンライン模擬本会議を繰り返して開催するなど、法改正後のオンライン本会議導入に向けて、実務上の観点からの検証、調査、新しい標準会議規則案の策定に向けて取り組んできたところである。

また、令和2年8月以来、既に45回を超えるオンライン委員会を開催し、「議論は場所ではない。オンラインでも十分審議、議論することができる」と解している。

令和3年3月12日の衆議院内閣委員会では、「地方自治体がそれぞれの事情に応じた判断の中でオンライン本会議の開催是非を決定できるように環境整備すべき」との中谷一馬議員の質問に対して、熊田裕通副大臣が「国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております。」と答弁されるなど、国における問題意識は、法解釈上の問題から国会との比較に論点が流されているとの印象を受けている。

しかし、国会準拠論に法的根拠はなく、地方分権の潮流にも逆行するものであり、コロナ禍が収束しない状況で、また、いつ起きるか分からない災害等を想定し、いまだにオンライン本会議を実用化できないことに対して、住民への合理的な説明責任を果たすことが自治体の現場ではできない。

さらに、少子高齢化社会が到来する中で、妊娠、出産、育児や介護、自らの疾病によって容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められている。

よって、本会議への出席、議決をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を改めて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 デジタル大臣

意見書案第17号

気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す意見書（案）

世界は脱炭素社会へ向けて動き出しています。

イギリスで今年開催されたCOP26では、世界の平均気温上昇を1.5度に抑える努力を追求する
とした成果文書を11月13日に採択して閉幕しました。石炭火力発電の表現をめぐり各国の激しい
応酬がありましたが、「石炭火力発電の段階的な削減の努力を加速する」ことになりました。化石燃
料の大量消費により地球は温暖化し、私たちの大切な水資源、生態系、健康、食料供給、そして気
象災害など多種多様な分野に気候危機の影響を及ぼしていると言われていています。地球温暖化の源で
ある温室効果ガスの約92%は二酸化炭素で、その約85%をエネルギー起源のものが占めています。
そこで、気候危機を回避するためにはエネルギー対策が重点となります。

第6次エネルギー基本計画では、電源構成割合として、再生可能エネルギーが36～38%、化石燃
料による火力発電が41%、原子力発電が20～22%とされています。二酸化炭素を排出せず、地球の
温度上昇を抑えるためには、再生可能エネルギーで、100%を目指して進めていく必要があると思
います。化石燃料を輸入に頼っている日本だからこそ、経済面でも進めていく価値があると考えます。

また、二酸化炭素排出削減策の一つとして原子力発電(以下「原発」とします。)を挙げていま
すが、原発は本当に二酸化炭素を排出しない発電方法と言えるのでしょうか。原発を可動させるた
めのウランの採掘現場やウランの純度を上げるための工程の中では、莫大な二酸化炭素を排出して
います。そして、発生する使用済み核燃料、再処理、放射性廃棄物の処理・処分なども残された大
きな課題です。2011年3月11日の東日本大震災での福島第一原子力発電所事故を経験し、原発は
100%安全ではないこと、事故が起これば被害は甚大であることを思い知りました。原発に頼らず
に、脱炭素社会を目指すべきだと考えます。

このままでは未来を生きていく子供たちの暮らしや生命に支障を来していくことは明らかです。
私たちには、美しくかけがえの無い地球を良い状態で次の世代へ渡す責任があります。いますぐに、
「気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す」ことを国
に強く求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、国に意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 経済産業大臣 環境大臣

意見書案第18号

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 石井めぐみ

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 染谷和博

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（案）

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下「文通費」という。）が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第38条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、下記事項について、早急に所要の法改正等を講じるよう、強く求める。

記

- 1 文通費及び立法事務費の使途について、地方議会の政務活動費と同様に、領収書及び活動内容が分かる書類を添付した収支報告書の提出及びインターネット公開を責務とする規定を設けること。
- 2 文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること。
- 3 文通費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務とする規定を設けること。
- 4 文通費及び立法事務費からの支出については、可能な限り、デジタル記録を残せるよう、努力規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

意見書案第19号

文書通信交通滞在費及び政党交付金の廃止並びに立法事務費の充実を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 細谷典男

〃 〃 根岸裕美子

文書通信交通滞在費及び政党交付金の廃止並びに立法事務費の充実を求める意見書（案）

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費が支給されたことから議員特権の問題として浮上しました。これに対して国会の論議では、各党の主張は異なっても毎月100万円という既得権は離したくないという姿勢は明らかです。

文書通信交通滞在費については、議員特権であり国民からの大きな政治不信を生んでいる要因にもなっています。

現状は第2の給与といっても過言ではない状況です。これは日割り、領収証添付、返金などの小手先の改革では本質は変わることはなく、文書通信交通滞在費そのものの廃止という抜本的な解決策が必要です。

本来、国会は国民のためにあるものであり、国会が立法機関として機能するための調査研究活動経費の必要性は多くの国民が認めており、税金で賄うことに異論はないと思います。

不明朗な文書通信交通滞在費に代わり、国会議員の立法に関する調査研究活動を行うため必要経費として支給される立法事務費について用途を明確にすることなどを条件に充実するよう求めます。上記の考えから政党交付金の廃止も併せて求めていきます。

よって、下記の事項について、所要の法改正等を講じるよう求めます。

記

- 1 文書通信交通滞在費を廃止すること。
- 2 政党交付金を廃止すること。
- 3 立法事務費の用途を明確にし、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長

令和3年12月7日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件名

- ・所管事務調査「防災に関する事項」
(防災・減災について)

2 調査の経過

年月日	調査の内容
令和2年 10月6日	「小貝川の決壊箇所の現地視察」を実施
11月17日	「常総市・鬼怒川堤防決壊箇所の現地視察」を実施
12月4日 12月25日	現地視察の結果を踏まえ、「防災・減災」について委員間討議し、調査方法を決定
令和3年 1月20日	「防災・減災」について、各班の調査項目を発表し、今後のスケジュールを確認
3月5日 6月16日 9月8日	各班の調査項目についての中間発表
12月3日	各班の最終調査結果報告を行い、委員間討議
12月7日	調査結果を中間報告することを決定

3 中間報告

総務文教常任委員会の任期中の主要な調査事項として、「防災・減災」について調査した結果は、別紙のとおりです。

委員会任期中における所管事務調査結果について

テーマ：「防災・減災」

～台風・豪雨等による洪水や河川氾濫などの「水害」に関すること～

上記テーマについて、委員会任期中に調査研究した結果について報告します。

調査研究にあつては、2班に分かれそれぞれが独自の調査項目を設定し調査研究を進め、各班内で討議を重ね、結果を導き出したものです。調査研究項目及び結果概要については以下のとおりです。

・調査研究項目

- 1 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策について
- 2 被害を減少させるための対策について

・結果概要

研究課題は、広域連携での利根川、小貝川の流域治水による減災対策である。

利根川が、一昨年台風19号による増水でも決壊しなかったのは、右岸左岸にある田中調節池と稲戸井調節池によるものである。稲戸井調節池も国の管理なので、守谷市と連携して国に対しさらなる工事の推進を依頼するべきである。

小貝川に関しては、現在調節池は1箇所であり、筑西市に一時貯水施設を検討中であることから、取手市としてはこれを推進する方向に働き掛けるべきである。

雨水の貯留機能向上として、休耕田の田んぼを活用した「田んぼダム」が有効であると考えられることから、排水対策課や農業委員会の連携も必要であり、総務文教常任委員会として働き掛けて行くことが重要である。

・調査研究項目

- 1 マイ・タイムラインについて
- 2 避難所への行動等について
- 3 避難所の体制について

・結果概要

命を守る行動として、自治体は河川の増水による避難行動の指標としてタイムラインを作成しているが、個人または家族で事前に自分たちの避難行動を計画しておく「マイ・タイムライン」の作成を推進することが重要である。

また、避難行動時に、正しい情報を市民にどのように提供して早目の避難を促進させるかも大事である。

そして、地域防災計画に定めている広域避難計画については、事前に市民に周知徹底しておくことが必要である。

- ・調査研究項目

- 1 衛生対策について
- 2 健康対策について

- ・結果概要

水害時の衛生対策・健康対策について調査研究で、情報収集、共有伝達及び医療体制の対策が重点であると捉える。取手市の現状対応と対策に関して考察すると、被災した被害の大小にかかわらず、状況把握、確かな情報発信及び伝達が重要であることが分かる。このことは、実態を把握することで見通しが立つことから、情報共有や連絡手段の確保・整備が大きな課題となる。

大規模水害時、命を守るための初期対応能力として、自力の対応能力を高めることも重要である。特に医療体制では、その他の市外や県、国の支援の計画的整備もとても重要であり、引続き詳細な連携の取り組みを求めたい。

- ・調査研究項目

- 1 「Y o u T u b e や市ホームページなどでの現状、各地の情報」について
- 2 「L I N E とメールの活用、災害時情報受付」について

- ・結果概要

取手市は、災害用のユーチューブを実施していないことから、国交省が発信しているデータなどをリンクできるようにするため、今後は災害時にユーチューブを臨時の市ホームページに開設し、市民が各種の状況を見ることができるようになることが重要である。

避難所運営に関しては、マニュアルがきちんと出来て一歩前進したように感じた。

市のホームページは、災害時に非常用のホームページに変わることもいい傾向と感じた。

L I N E を活用し、市民や議員が情報を収集し、どのようにつなげて行くかということをしつかりと考えて行かなければならない。

災害時の情報受付については、電話は10回線ほどなので、メールやL I N E で災害本部が受け付けられるようにしたほうが良いと感じた。

- ・調査研究項目

- 1 避難所について
- 2 防災ラジオ普及促進について

- ・結果概要

水害時避難所は、浸水区域人口約6万人のうち約2万4000人分必要であり、1次水害避難所、広域避難協定による避難所、車中避難、市指定以外の施設の利用、URなどの空室の提供などあるが、その人数分のスペースを調達するのは難しいことが分かった。

大事なことは、事前にどのタイミングで行動するかということであり、情報伝達

のためには防災ラジオの活用が急がれるが、今現在数量が足りていないのが課題である。

- ・ 調査研究項目

- 1 災害ゴミについて

- ・ 結果概要

災害ゴミの指定場所が、現在は下水道組合の1万1000㎡1箇所、とても足りなく、藤代体育館やグリーンスポーツセンターなどを視野に入れているが、浸水想定区域には設置できないので、まだ検討中とのことである。

災害ゴミの案内については計画中だが、防災無線・防災ラジオ・広報紙などを考えている。

しかし、今水害が起きたらと思うと、第三者機関に調査委託して出来るだけ早く計画しなければならない。

以上のことから、いつどこで起こるか分からないのが災害であるが、水害は降雨量等により発災までに比較的時間があることから、発災前・発災後の対応をきちんと行うことができる。大事なことは、普段から命を守るための行動計画を立て、避難後の衛生面や健康面等の対応、片づけに関する諸問題まで、河川や低地の周りで暮す市民へのトータル的な対応について、迅速的確に取り組んで行かなければならないと感じた。

地球温暖化に伴う気候変動は、私たちの生活を日に日に脅かしている。あらゆる手段を駆使して命を守って行かなければならない。

1. 吉村洋文氏 2015年10月分文通費受領の経緯

- 2014年の第47回衆議院議員総選挙に維新の党公認で比例近畿ブロックで当選した。
- 2015年9月26日 大阪市長選挙に、吉村氏を擁立する意向が報じられる。
- 10月1日に辞職願を大島理森衆議院議長に提出し、同日許可された。
- 11月22日投開票の大阪市長選挙に大阪維新の会公認で出馬し、当選。

2. 2015年10月6日 ニコニコ生放送(大阪維新の会特番)鼎談 橋下徹・松井一郎・吉村洋文」と題する動画(文字起こし)

- 橋下徹氏 しかも毎月百万円、経費をもらうわけで、文通費ね。
- 吉村氏 でも文通費の公開、あれは本当、市長と幹事長、いいところに目をつけたというか、ウィークな(弱い)ところを突いていただいて。
- 橋下氏 あれだって、地方議員は政務調査活動費で——。
- 吉村氏 もうちょっと内緒にしてもらったら(笑い)。あれ、完全に第二の財布ですから。
- 橋下氏 あれね。
- 吉村氏 維新の会、維新の党は「公開する」ということで公開していますがけれども、あれ、公開しないところは本当に第二の財布で、飲み代や何やに消えているでしょうね。
- 橋下徹氏 だって、それで税金だってかかっていないわけですから。
- 吉村洋文氏 そうです。
内緒にしてくれ。問題だと認識していたのだ。市長選で忙しいというのはおかしい。

3. 大石晃子氏は11月20日18時からの阪急三国駅前街宣でも、文通費問題についての解説のなかでこの動画を次のように紹介した。

「(吉村氏は衆議院議員を2015年)9月には辞めるのが決まっていたのに、なんで10月1日に辞めはったの。全部知っていたのですね、この方。かつ動画でも、辞めた日の5日後の動画でも『文通費のことは橋下(徹)さん、もうちょっと内緒にしてもらったら』とか動画でニヤニヤしながら、ボールペンパンパンとか落ち着きないような感じになってきて、全部バレているのですね」。

4. 寄付について

